

燕市コミュニティセンター条例の制定について

燕市コミュニティセンター条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

燕市長 佐野大輔

記

燕市コミュニティセンター条例

(設置)

第1条 市民の交流及び地域活動の活性化に繋げるとともに、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民の公共的利用に供する施設として、燕市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|--------------|
| 燕市市民交流センター | 燕市吉田日之出町1番1号 |
| 燕市吉田ふれあいセンター | 燕市吉田中町5番20号 |

(管理)

第3条 センターは、燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(休館日及び開館時間)

第4条 センターの休館日及び開館時間は、教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める。

(職員)

第5条 センターに必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 第1条の趣旨に反する利用をするおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、教育委員会が適当でないとき。
(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)

は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。
- (2) センターの現状を変更しないこと。
- (3) 火薬又は凶器等の危険物を持ち込まないこと。
- (4) 火災、盗難等の事故発生防止に留意すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、利用許可に際し付された条件及び職員の指示、教育委員会が特に指定した事項に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項各号の場合において、利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその責を負わない。

(入館の禁止等)

第11条 教育委員会は、センター内の秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、利用者が入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合及び物販行為を行う場合は、この限りでない。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物品等を撤去しなければならない。

第10条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 故意または過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、燕市民交流センター条例(平成27年3月27日条例第17号)及び燕市吉田ふれあいセンター条例(平成18年3月20日条例第94号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(燕市市民交流センター条例の廃止)

3 燕市市民交流センター条例は、廃止する。

(燕市吉田ふれあいセンター条例の廃止)

4 燕市吉田ふれあいセンター条例は、廃止する。

別表(第12条関係)

| センターの名称 | 室名 | 使用料 (30分当たり) |
|--------------|--------|-----------------|
| 燕市市民交流センター | 多目的ホール | 900円 |
| | 研修室 | 150円 |
| 燕市吉田ふれあいセンター | 相談室 | 300円 |
| | 会議室 | 350円 |
| | 研修室 | 200円 |
| | 調理実習室 | 250円 |
| | 保健室 | 50円 |
| | いこい室 | 250円 |
| | 講堂 | 700円 |
| 集会室 | 700円 | |

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。
 - (1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合及び物販行為を行う場合は、使用料の10割
 - (2) 市外の者が使用する場合は、使用料の5割
 - (3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。